

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

横浜市長 印

地方税法施行令第48条の9の10第3項の規定により、納期の特例承認を取り消しましたので、 月から当月までの各月において徴収し、又は徴収すべきであった納税額は、 月10日までに納入してください。

取消しの理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。